

議案第 54 号

三朝町災害対策本部条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害対策本部条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成8年6月24日

三朝町長      安      田      真      一      郎

平成8年6月25日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第      号

三朝町災害対策本部条例の一部改正について

三朝町災害対策本部条例（昭和38年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第7項」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。